

条 例

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十四号

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例

(埼玉県証紙条例及び埼玉県証紙特別会計条例の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)
 - 二 埼玉県証紙特別会計条例(昭和四十一年埼玉県条例第六号)
- (埼玉県税条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の二第一項中「及び次項」を削り、「申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器(規則で定める収納印のみを表示する計器で自動車税の保全上支障がないと知事が認めたものに限る。以下同じ。)により当該環境性能割額に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない」を「法第六十二条第一項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「(同項第二号に該当する場合に限る。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請及び第五十四条の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

第五十五条の二第三項を同条第二項とする。

第五十五条の三を次のように改める。

第五十五条の三 削除

第五十五条の十一第四項中「前項の」を「知事は、前項の」に、「の納税者は、」を「を徴収しようとする場合には、納税者が」に、「第五十五条の十四の規定による申告書に証紙代金収納計器により当該種別割の額に相当する金額の収納印の表示を受けなければならない」を「当該種別割の額に相当する現金の納付を受けた後、第五十五条の十四の規定による申告書に規則で定める納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第五十五条の十二を次のように改める。

第五十五条の十二 削除

第五十五条の十三中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。

第九十九条を次のように改める。

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第九十九条 知事は、狩猟税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者が狩猟者の登録の申請をしたときに、当該狩猟税の額に相当する現金の納付を受けた後、狩猟税を納付する義務が発生することを証する書類に規則で定める納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、狩猟税の証紙徴収の手続については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項及び附則第三項の規定 公布の日

二 第一条第二号並びに附則第七項及び第八項の規定 令和十一年四月一日

(埼玉県証紙条例の適用に関する特例)

2 この条例の公布の日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における第一条第一号の規定による廃止前の埼玉県証紙条例（附則第四項において「旧証紙条例」という。）第二条の規定の適用については、同条中「使用料又は手数料は、当該申請等を行うことにより得られた納付情報による納付の方法により徴収することができる」とあるのは、「使用料又は手数料を徴収する場合にあつては、当該申請等を行うことにより得られた納付情報による納付の方法により行うことができ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により同項に規定する指定納付受託者に納付の委託がされた使用料又は手数料を徴収する場合にあつては、同法第二百三十一条の二の五第一項の規定による納付の方法により行うことができる」とする。

(狩猟税の証紙による徴収方法の特例)

3 この条例の公布の日から施行日の前日までの間において、狩猟税を証紙徴収の方法により徴収する場合は、第二条の規定による改正前の埼玉県税条例第九十九条の規定にかかわらず、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により同項に規定する指定納付受託者に納付の委託がされたことによる当該狩猟税の納付を受けた後、狩猟税を納付する義務が発生す

ることを証する書類に規則で定める納税済印を押すことによつて証紙に代えることができる。

(埼玉県証紙条例の廃止に伴う経過措置)

4 旧証紙条例第六条第一項に規定する指定売りさばき人(次項及び附則第六項において「指定売りさばき人」という。)から売りさばきを受けた証紙(所定の消印により消印された証紙又は著しく汚損され、若しくは毀損した証紙を除く。以下同じ。)は、施行日から令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

5 証紙を保有する者(指定売りさばき人を除く。)は、施行日から令和十年十二月三十一日までの間、これを知事に返還して当該証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。

6 指定売りさばき人は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十年十二月三十一日までに当該返還をした者に対し、当該証紙の額面金額から当該証紙の売りさばきに対して交付された手数料に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

(埼玉県証紙特別会計条例の廃止に伴う経過措置)

7 埼玉県証紙特別会計の令和十年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

8 第一条第二号の規定の施行の際埼玉県証紙特別会計に属する権利義務は、令和十年度の出納の完結の際に一般会計に帰属するものとする。

(埼玉県税条例の一部改正に伴う経過措置)

9 環境性能割並びに証紙徴収の方法により徴収される種別割及び狩猟税を納付しようとする者は、施行日から令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によりその税額を納付することができる。